

物品購入等に関する質問及び回答

事業名：令和 7 年度 オフィスソフトウェアライセンス賃貸借事業（リース分）

（令和 7 年 9 月 9 日質問）

No.	質 問 事 項	回 答
1	契約書約款第 6 条（第三者に及ぼした損害）について、導入物件が偶発的な損害を及ぼした際に、賃貸人又は売主が損害賠償をする認識で良いか。	契約書約款第 6 条について、落札業者決定後、協議することにより修正又は削除することを可とします。
2	契約書約款第 14 条（賃貸借物の滅失等）について、リース物件の一部が滅失した際に減額されるとあるが、滅失部分を中途解約して賃借人へ解約金を請求することは可能か。	契約約款第 14 条第 1 項について、落札業者決定後、協議することにより修正又は削除することを可とします。
3	契約書約款第 31 条（相殺）について、相殺の対応ができない場合、第 31 条を削除することは可能か。	契約約款第 31 条について、落札業者決定後、協議することにより修正又は削除することを可とします。